

# 「目論見書制度」関係資料

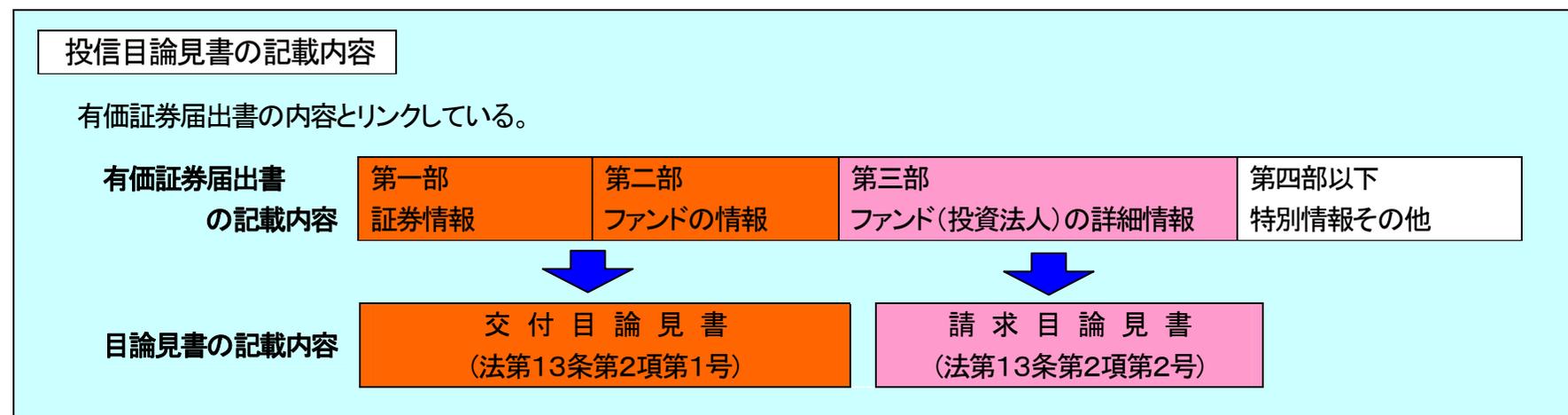
平成20年10月22日

## 目 次

1. 目論見書制度の概要 .....	1
2. 目論見書の電子交付 .....	2
3. 目論見書の国際比較(日・米・欧) .....	4
4. 参照条文 .....	7

# 1. 目論見書制度の概要

開示対象有価証券	投資信託証券	交付目論見書 … 販売等の際、あらかじめ又は同時に交付することを義務付け(法第15条第2項) 請求目論見書 … 投資家の請求があったときには、直ちに交付することを義務付け(法第15条第3項)
	それ以外の有価証券(株券・社債等)	交付目論見書



## 目論見書交付義務の免除

- ① 適格機関投資家に有価証券の取得・売付けを行う場合(法第15条第2項第1号)
- ② 同一銘柄の有価証券を所有する投資者が当該有価証券に係る目論見書の交付を受けないことについて同意した場合(法第15条第2項第2号イ)
- ③ その投資者の同居人が既に当該有価証券に係る目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合で、当該有価証券に係る目論見書の交付を受けないことについて同意したとき(法第15条第2項第2号ロ)

## 2. 目論見書の電子交付

### (1) 概要

#### 電子交付の方法

以下の4つの方法のうちから選択する。

- ① 電子メールによって目論見書ファイルを送信する方法
- ㊦ 投資家がインターネットから目論見書ファイルをダウンロードする方法
- ㊧ 発行者等が管理する投資家専用ファイルに目論見書データを置き、それを投資家が閲覧する方法
- ㊨ 発行者等のホームページにある閲覧ファイルを投資家が閲覧する方法

①については、「(目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた)目論見書被提供者ファイルに記録する」ことが要件とされており、投信会社としては、メールを送信しただけではなく、投資家のパソコン等へメールが到達したこと(添付ファイルで送った場合には、添付ファイルも含めて到達したこと)の確認が必要となる。ただし、投資家が自分のパソコンにダウンロードすること及びその確認までは求められていない。

なお、㊦にも同じ要件があるため、この場合には、投信会社が投資家にダウンロードしたことを確認することが必要となる。

## (2) 電子交付の要件

方 法	要 件
<p>すべてに共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらかじめ、電子交付の方法を用いることの投資家の承諾を得ておくこと。</li> <li>● 記録を出力して書面を作成できること。</li> </ul>
<p>① メール方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目論見書記載事項を投資家専用ファイルに記録する(した)ことを投資家に通知すること(投資家のパソコンに送信する場合を除く。)</li> </ul>
<p>② ダウンロード方式</p>	
<p>③ 電子私書箱方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のいずれかに該当すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>提供から5年間、ファイル内容の消去又は改変が出来ない。</li> <li>提供から5年間、投資家から請求があれば、直ちにメール又は郵送で目論見書を交付する。</li> </ol> </li> <li>● 目論見書記載事項を投資家専用ファイルに記録する(した)ことを投資家に通知すること。</li> </ul>
<p>④ ホームページ閲覧</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を投資家のパソコンのファイルに保存すること。</li> <li>● 次のいずれかに該当すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>提供から5年間、ファイル内容の消去又は改変が出来ず、期間中は常時アクセスが可能な状態を維持する。</li> <li>提供から5年間、投資家から請求があれば、直ちにメール又は郵送で目論見書を交付する。</li> </ol> </li> <li>● 目論見書記載事項を閲覧ファイルに記録する(した)ことを投資家に通知すること。</li> </ul>

### 3. 目論見書の国際比較(日・米・欧)

		日本	米国	EU
目論見書の位置づけ		目論見書とは、証券の募集、売出しに際して作成され、勧誘の対象となる投資者に対して直接交付されるべき書面を指す。	目論見書とは、証券の募集、売出しに際して作成され、勧誘の対象となる投資者に対して直接交付されるべき書面を指す。	目論見書は、公募や上場に際して作成され、一般に公開されるものであり、必ず投資者に交付すべきものとはされていない。
投資信託証券	募集等の際に交付義務がある目論見書	あり (交付目論見書)	あり (目論見書)	あり (簡易目論見書)
	請求により交付する目論見書	あり (請求目論見書)	なし	あり (正規目論見書)
	改正案		<p>○ SEC提案(No. 33-8861)で「直接」交付の部分を実質的に変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要約目論見書を作成(作成するか否かは任意)した場合は、要約目論見書が交付義務ある書面となる。</li> <li>・ 要約目論見書を作成して投資家に交付した場合には、目論見書を投信会社のウェブサイト上に掲載すれば交付義務を満たし、代わりに、投資家から請求があった場合に目論見書を紙で送付するか、e-mailで送信することとしている。(目論見書の請求交付書面化)</li> </ul>	○ 簡易目論見書に代わる書面として、「重要事項書(KID)」がCESRにより提案されている。

投資 信託 証券	簡潔な内容 の交付書 面の提 案	現在なし	あり (要約目論見書)	あり (重要情報書)
	提案書面 の頁数	現在なし	A4サイズ3ページ程度	A4サイズ2ページ(両面で1枚)
	内容・ 記載順序		<b>【要約目論見書】</b> 1. 投資目的 2. 手数料・報酬の一覧表(及びポートフォリオ回転率) 3. 主たる投資戦略 4. 主たるリスク 5. 実績(年平均リターン) 6. 組入れ上位10銘柄 … 5及び6は四半期更新 7. 投資顧問会社・サブアドバイザー・運用担当者などのポートフォリオマネジャー 8. ファンドの購入・換金方法 9. 分配金と税制 10. 投信会社から販売会社への報酬等の支払いに関する記述(利益相反的状況の説明)	<b>【KID】</b> 1. ファンド名、運用会社、プロモーター及びその所属ファンドグループ 2. 投資目的と投資戦略 3. 主なリスク・リターン要素 4. 過去の実績(ベンチマークがあればベンチマーク対比も) 5. 手数料の要約表 6. 税制 7. 分配金の扱い(支払い or 再投資) 8. 付記事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国独自の実務情報</li> <li>・ 詳細情報の入手法</li> <li>・ KIDによる投信会社の責任範囲</li> <li>・ 裁判管轄</li> <li>・ KIDの作成日</li> </ul>
	更新		四半期毎	1年毎 又はファンドに重要な変更があったとき

その他の	目論見書	交付目論見書	目論見書	正規目論見書
	募集等における 交付義務	あり	なし	なし

## 4. 参照条文

### ○金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

(目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止)

第十三条 その募集又は売出し(第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除くものとし、適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。))を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。)につき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合(同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。)における有価証券の売出し(その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。)に係る有価証券(以下この章において「既に開示された有価証券」という。)の発行者についても、同様とする。

2 前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項(以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。)を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一 第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項

- (1) 第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの
- (2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項

- (1) イ(1)に掲げる事項
- (2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二 第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合 次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ その募集又は売出しにつき第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券 次に掲げる事項
    - (1) 第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの
    - (2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの
  - ロ 既に開示された有価証券 次に掲げる事項
    - (1) イ(1)に掲げる事項
    - (2) 第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの
  - 三 第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合 第七条の規定による訂正届出書に記載した事項
- 3～5 (略)

(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付)

#### 第十五条 (略)

- 2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時まで当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）
  - 二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時まで当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）
    - イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者
    - ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者
- 3 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時まで、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。
- 4～6 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法等による目論見書記載事項の提供等)

第二十七条の三十の九 第十五条第二項から第四項まで(同条第六項(第二十三条の十二第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十三条の十二第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により目論見書を交付しなければならない者は、内閣府令で定める場合には、当該目論見書の交付に代えて、当該目論見書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の内閣府令で定める方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該目論見書を交付したものとみなす。

2 (略)

### ○特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容)

第十五条 法第十三条第二項第一号イ(1)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

- 一 内国投資信託受益証券 第四号様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 二 外国投資信託受益証券 第四号の二様式第一部及び第二部に掲げる事項
- 三 内国投資証券
  - イ 第四号の三様式第一部及び第二部に掲げる事項
  - ロ 第四号の三の二様式第一部から第四部までに掲げる事項
  - ハ 第四号の三の三様式第一部から第三部までに掲げる事項
- 四 外国投資証券
  - イ 第四号の四様式第一部及び第二部に掲げる事項
  - ロ 第四号の四の二様式第一部から第四部までに掲げる事項
  - ハ 第五号様式第一部から第四部までに掲げる事項

五～十六 (略)

(届出を要する有価証券に係る請求があったときに交付しなければならない目論見書の記載内容)